

京都市人事委員会告示第1号

京都市職員任用規則の適用方針の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市人事委員会

委員長 金川琢郎

京都市職員任用規則の適用方針の一部を次のように改正する。

第1中「(11) 京都市農業委員会規則」の右に「及び京都市京北農業委員会規則」を

「(16) 京都市水道局及び下水道局組織及び事務処理規程

加え、 (17) 京都市水道局営業所規程その他の水道局及び下水道局の事業所規程

(18) 京都市水道局及び下水道局職員の身分及び補職名」

「(16) 京都市上下水道局組織及び事務処理規程

を (17) 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程 に改める。

」

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)